

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大磯町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

大磯町長 池田 東一郎